

# ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度促進事業費補助金 申請要項

## 1 事業の概要

新型コロナウイルス感染防止対策を強化するため、「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」（以下「認証制度」といいます。）の認証を取得する飲食店に対し、感染防止対策に係る費用を補助します。

## 2 補助対象者

以下の飲食店を営む事業者

- ① 認証制度の認証を受けた飲食店
- ② 認証制度の対象となる飲食店であって、認証を受けるために申請しているもの

### ＜参考：認証制度の対象となる飲食店の条件＞

- (1) 食品衛生法第 52 条第 1 項の許可を受けた者が営む施設であること。
- (2) 日本標準産業分類「中分類 76-飲食店」に分類される県内の事業用施設であること。
- (3) 以下のア～ウのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団であるもの又は役員に暴力団員がいるものが営む施設
  - イ 店内で飲食することを主たる目的としない飲食店（テイクアウト・デリバリー型の店、キッチンカー、露店等）
  - ウ 食品衛生法施行令第 35 条第 3 号から第 34 号に規定する営業を行う施設（宿泊を主とした施設）

## 3 補助の内容

### (1) 対象費用

概 要	補助対象となる飲食店が、新型コロナウイルス感染防止対策のため、設備や消耗品の購入等に要した費用（詳細は資料 1 のとおり）
対 象 期 間	領収書に記載された支払日の期間が <u>令和 2 年 1 月 6 日(月)から令和 3 年 12 月 31 日(金)までのもの</u>
注 意 点	申請する設備等に関して、国や自治体、団体等による補助金や助成金を受けている場合（ <u>見込みを含む</u> ）は、 <u>その額を控除した金額が対象</u> となります。

### (2) 補助額

「(3) 補助上限額」までの対象費用が全額補助されます。

### (3) 補助上限額

上限額算定面積（資料 2 のとおり）の合計に応じて設定されます。

上限額算定面積	補助上限額	備 考
①200m <sup>2</sup> 未満	1 0 万円	①の場合は、上限額算定面積の根拠資料は不要です。
②200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	2 0 万円	②又は③の場合は、上限額算定面積の根拠となる図面の提出が必要です。
③400m <sup>2</sup> 以上	3 0 万円	

#### (4) 申請期限

予算の執行状況により、以下の期限を待たずに受付を終了する場合があります。

申請期限	令和4年1月21日(金)※
------	---------------

※電子申請の場合 : 同日午後5時まで受付分  
書面申請(簡易書留)の場合 : 同日までの消印有効

#### (5) 注意点

- ・申請できる回数は1施設につき1回限りです。
- ・申請内容に間違いがある場合や認証を取得されなかった場合には、補助金の返還を求めることがあります。

### 4 申請手続き

#### (1) 申請方法

①電子申請	(準備中)
②書面申請	「(2) 申請書類」を揃えて、以下の宛先へ簡易書留で郵送してください。 〒420-0853 静岡県葵区追手町2番12号 静岡安藤ハザマビル2F ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度事務局 行

#### (2) 申請書類

必要書類	様式	必要な場合
①交付申請書	様式第1号	全員(必須)
②飲食業に係る営業許可証の写し		
③振込先口座の通帳写し(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義(カナ)が分かるもの)		
④誓約書	様式第2号	
⑤対象経費計算書に領収書の写し(購入者、購入日、購入店、購入した設備等の内容・金額が確認できるもの)を貼付したもの	様式第3号	申請の対象に、資料1の「1設備」を含む場合
⑥申請する設備の設置状況が分かる写真(カラーに限る。)		
⑦上限額算定面積計算書(図面を添付)	様式第4号	
		20万円又は30万円とする場合(資料2を参照)

※その他の資料について

申請する設備等に関して、国や自治体、団体等による補助金や助成金を受けている場合(見込みを含む)は、その申請書の写しや交付決定通知書の写しなど、補助事業名や金額等が分かる資料を添付いただくと手続きがスムーズになります。

## 5 補助金受給後について

### (1) 設備の管理

本事業によって取得し、又は効用を増加させた設備については、本事業の完了後も善良な管理者の注意をもって管理する必要があります。

### (2) 設備の処分の制限

補助金の対象となった設備のうち、価格が 50 万円以上の場合、処分（目的外用途での使用、譲渡、交換、貸付、廃棄、債務の担保とすること）することが制限されることがあります。

なお、この補助金により購入したものの処分等により収入があるときには、その収入の全部又は一部を納付していただく場合もあります。

### (3) 消費税仕入控除税額等報告書

補助金の受給後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、消費税仕入控除税額等報告書（様式第 5 号）を提出してください。

## 6 問い合わせ先

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度事務局

電話：0570-020-112（平日午前8時30分から午後5時15分まで）

## 補助対象となる設備等

## 1 設 備

用 途	対 象 設 備	対象外設備
キャッシュレス決済	キャッシュレス決済に用いる端末（ソフトウェア含む）及び配線	主用途がキャッシュレス決済となっていない端末や配線
発熱等確認	熱感知カメラ（サーモグラフィ）、非接触型体温計、発熱時の入場制限などを呼びかける看板、パルスオキシメーター	
換気	空気清浄機、空気循環サーキュレーター（扇風機）、網戸、換気扇、CO <sub>2</sub> 濃度測定器	空気清浄機能や換気機能が無いエアコン
滅菌	非接触型消毒液噴霧器（感応式、足踏式）、衣服等滅菌装置、紫外線滅菌装置、スリッパ消毒装置、加湿器、湿度計、オゾン発生装置、消毒薬設置台	次亜塩素酸水噴霧器
手洗い	除菌電解水給水器、引き落とし式ペーパータオルホルダー	ハンドドライヤー
接触防止	パーティション、アクリル板、ビニールカーテン、人感センサー付き照明器具、センサー型自動水栓、送迎車用ビニールシート、自動扉、足下への距離表示シール、三密防止啓発のための掲示物	
顧客情報の管理	顧客情報管理用の端末	

## 2 消耗品

新型コロナウイルス感染症対策で必要となった消耗品の購入費

用 途	対象となる消耗品の例
滅菌	手指消毒液、消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム（備品消毒用）、界面活性剤含有の洗浄剤、次亜塩素酸水 等
手洗い	ペーパータオル、せっけん（詰め替え用） 等
接触防止	フェイスシールド、使い捨てマスク、使い捨て手袋 等

注1：設備の修繕費用やリース料金（前払い分を除く）、取付け費用、配送手数料は対象に含まれます。

注2：その他の設備等が対象に含まれるかどうかは、個別に相談してください。

## 上限額算定面積の考え方

### 1 はじめに

補助上限額は、以下の上限額算定面積に応じて、(2) のとおり設定されます。

#### (1) 上限額算定面積とは

- ・その施設の専用箇所であり、利用客又は従業員が立ち入って使用することを想定した箇所（客席、トイレ、厨房など）
- ・駐車場や倉庫、機械室、ゴミ置き場などを除く。
- ・他の施設との共有箇所を除く。（テナントビルの共用廊下・共用トイレなど）

#### (2) 補助上限額（再掲）

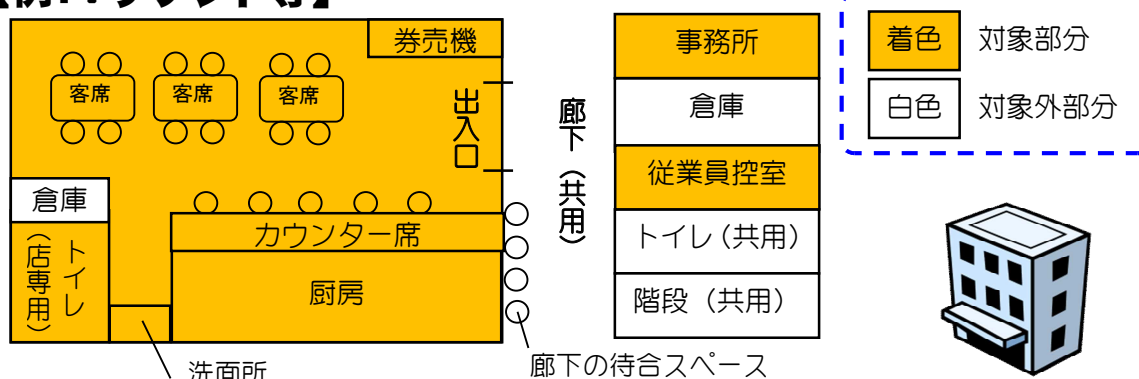
上限額算定面積	補助上限額	備考
①200m <sup>2</sup> 未満	10万円	①の場合は、上限額算定面積の根拠資料は不要です。
②200m <sup>2</sup> 以上 400m <sup>2</sup> 未満	20万円	②又は③の場合は、上限額算定面積の根拠となる図面の提出が必要です。
③400m <sup>2</sup> 以上	30万円	

### 2 上限額算定面積の範囲の例

#### (1) 申請店舗以外にも使用する建物の場合（ビルのテナント、店舗兼用住宅など）

対象	対象外
<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内外<sup>*</sup>で利用客や従業員が立ち入って使用する場所（範囲が明確な部分に限る。駐車場を除く）</li> <li>（例）客席、トイレ、厨房等（いずれも専用の場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場、倉庫、機械室、ゴミ置き場</li> <li>・他の施設や自宅との共用部分、申請店舗用の範囲が不明確な部分</li> <li>（例）住宅、テナントビルの階段、テナント廊下の待合場所等</li> <li>・飲食店としての用途以外の部分</li> <li>（例）他の店舗、住宅、庭園等</li> </ul>

#### 【例1：テナント等】



#### ※屋外の場合

バルコニー等、飲食店としての範囲が特定できる場合は、上限額算定面積の対象となります。  
（歩道や庭にある客席等は範囲が特定できないため対象外）

